## 平成31年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	2 3								府 省	庁 名	厚生労働省	ì
対象税目		個人	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	. 固定資	産税 事	業所税	その他(	)	
要望 項目名			特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林 水産業活性化税制)の拡充及び延長等									
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台60万円以上)又は 器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める 措置。										
		;	営む中小公	D引上げを見振							.ながら、商業・ 用期限の2年間	
関係	条文				•	第 68 条の 15 0 司法第 72 条の		頁、同法	第 292 絫	条第1項第	3号	
減 見込			初年度] 改正増減 <sup>』</sup>		( ▲34	0 ) [¤	平年度]		- ( <b>1</b>	▲340 )	(単位:百	万円)
要望	理由	<u>!</u> つ(	ハて、消費	関係営業の卸売 関税率の引上け	及びこれ		勢の悪化器	悉念を見	据えつつ	、店舗・サ	・サービス業」。 ービスの質の向	
		(	2)施策(	の必要性								
			大規模店								の進行や消費マ 等の基礎体力も	
		消	費者産業で 産業に比べ	であるため、一 ヾて低い状況で	部の特殊 あり、日	な業種を除き、	消費税率の行った訓	5月上げ	分の価格	転嫁ができ	特に商業・サー ている事業者の 売業やサービス	割合がその
		サ- 影	ービス業 <i>0</i> 響を与える	D経営体力に深る可能性がある	刻な打撃 ことから	を与え、これ	らの事業れ ゴスレベル	Month of the control of the contr	・雇用の や他店と	縮小を招き の差別化や	決定)に際して: 、地域経済・雇 事業の効率化、	用に大きな
		_										
本要 対応 縮源	する											
								A° 2%	I			

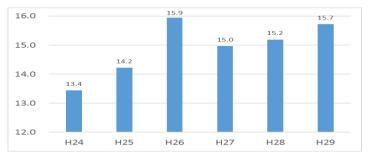
	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標 1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること						
合理性	政策の 達成目標	中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。						
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	平成31年4月1日~平成33年3月31日(2年間)						
	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標に同じ						
	政策目標の 達成状況	中小商業・サービス業の平成 29 年度の売上高DIは、平成 28 年度と比較し改善傾向。本税制も売上額の増加を後押ししている。更なる消費税率の引き上げを見据え、引き続き支援が必要。 〈中小商業・サービス業の売上額DIの推移〉						
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用件数) 平成31年度 4,406件 平成32年度 4,375件 ※平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業実態基本調査等より推計						
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本税制は、生活衛生同業組合等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。 また、望まない受動喫煙を防止するための喫煙専用室の設置等の設備投資(※)は、国民の健康増進につながることはもとより、特に飲食サービス業等において、非喫煙者、喫煙者の双方が安心して利用できるようになるという面で、経営の活性化にもつながる。  (※)健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)により、多くの施設において、一部の経営規模の小さい飲食店を除き、原則屋内禁煙となり、屋内において喫煙する場合には、喫煙による煙が室外に流出しないための措置を講じた専用室(喫煙専用室)の設置が必要となる。						
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、後者は、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置(即時償却等)を利用できる税制となっている。 これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。						
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額							

上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係 本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業 を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。 要望の措置の また、設備投資に当たり、生活衛生同業組合等のアドバイス機関から経営改善指導等を受けること 妥当性 を本税制の要件としており、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策 目的の実現手段として有効なものとなっている。 平成 25 年度 3, 293 件 平成 26 年度 5,462 件 税負担軽減措置等の 平成 27 年度 4,892 件 適用実績 平成 28 年度 4.500 件 (※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書) 「地方税における 【平成28年度】 税負担軽減措置等 (道府県民税) 特別償却 約0.3億円 税額控除 約0.4億円 税額控除 特別償却 約2.6億円 (事業税) の適用状況等に関 (市町村民税) 特別償却 約1億円 税額控除 約1.3億円 する報<del>告書</del>」に 税額控除 (地方法人特別税) 特別償却 約1.1億円 おける適用実績 これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗 の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、 厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った例等があり、経営 改善に資する投資が行われている。また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの声も寄せら れている。 平成29年度の売上高DIは、平成28年度と比較し改善傾向。設備投資を行った事業者についても、 平成29年度は平成28年度と比較し増加傾向にある。 <中小商業・サービス業の売上額DIの推移>(再掲)



税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)

> (出典:中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」) <中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合>



(出典:中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)

前回要望時の 達成目標 中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きがみられており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。
これまでの要望経緯	平成25年度 創設 平成27年度 2年間の延長(平成29年3月迄の適用期間の延長) 平成29年度 2年間の延長(平成31年3月迄の適用期間の延長)
ページ	2 3—3